

海外展示会等出展支援事業補助金 募集要領

1. 目的

県内企業の新型コロナ後の海外販売を再構築するため、海外での展示会や商談会への参加により、県内企業に海外バイヤーとの商談の機会を提供し、海外への販路開拓にチャレンジする県内企業を支援することを目的とします。

2. 補助対象者

福井県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者（個人事業主も対象。ただしみなし大企業は除く）で1年以上の業歴があり以下の条件をすべて満たす事業者・組合または3者以上の事業者・組合で構成するグループ。

※申請者の海外現地法人の出展も可とする。ただし、福井県内に本社または主たる事業所があり、海外現地法人に対する本社の資本割合が50%超である場合、または海外現地法人および本社が連結決算体制である場合とする（申請は本社が行うこと）。

【条件】

- ・海外販路の開拓に目標を立てて意欲的に取り組んでいること。
- ・展示会全体の様子や来場者、出展商品全体の傾向、出展後の成果等、県が求める情報を収集・提供すること。
- ・商品・サービスが公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断されるものでないこと。
- ・反社会的勢力と関係がないことを表明・確約できること。

3. 実施スケジュール

募集期間：令和6年4月22日（月）～7月31日（水）17時必着

審査：令和6年8月上旬頃 ※補助対象となる事業者は、審査の上で決定します。

交付決定：令和6年8月下旬頃

実施報告：事業完了から原則10日以内に提出。ただし、交付決定前に事業が終了しているものについては、交付決定日から30日以内とします。

※令和7年2月末日完了の最終締切は令和7年3月7日（金）

4. 補助対象事業および補助金額・補助率

補助対象事業	海外の展示会や見本市、商談会等への出展 ※ 自社・自グループ主催の展示会等も対象とする。 ※ オンライン開催のものは除く。 ※ 自社の製品やサービスの販路開拓を目的とするものに限る。 ※ 物産展等のように専ら会場で、一般消費者への販売を目的としたものではないこと。 ※ 来場者が特定されている展示会や、出展者数・来場者数が著しく少ないものは対象としない場合があります。
補助対象期間	令和6年4月1日から令和7年2月28日までに開催される展示会や見本市、商談会等で期間内に経費支払が完了していること。 ※ 令和6年4月1日より前に請求・支払済の経費は対象となりません。 ※ 4月1日から交付決定までの期間に開催される展示会等も対象とします。ただし、出展成果が確認できる実績報告書および別表1に定める経費確認の証憑書類が揃っている必要があります。（詳しくはお問合せください。）
補助対象経費	①出展経費（出展登録料・小間料、ブース施工費、備品等借上料） ②付帯経費（通訳料、展示・商談等補助人員費、翻訳費、展示品等輸送費）
補助上限額 補助率	3者以上のグループ：上限額120万円 補助率1/2（千円未満端数切捨て） 組合、個人：上限額30万円 補助率1/2
その他 注意事項	※他の補助金との重複申請は認められません。（JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）「ジャパンプース」の出展は可） ※消費税および地方消費税は補助対象外とします。 ※2つ以上の展示会等への出展を前提とした申請は可能ですが上限額は変わりません。1つの展示会で上限額に達する場合は1つの展示会で申請ください。 ※支払いは原則として振込での支払いとし、電子マネー、QRコード払等の電子決済での支払いは対象外とします。クレジットカード払いしかできない場合は別途ご相談ください。

5. 申請方法

メールまたは郵送にて提出（メール送付先：kokusai@pref.fukui.lg.jp）

【提出書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
 - ② 直近の決算書・確定申告書等の写し（グループの場合は代表事業者のみ）
 - ③ 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第2号：グループの場合は全社分）
 - ④ 地方消費税の納税証明書
 - ⑤ 出展する展示会等の概要（小間料やその他経費、過去の出展者数、来場者数等）が分かる資料
 - ⑥ 会社案内・出展する商品サービスの内容がわかるパンフレット等（グループの場合は全社分）、構成企業一覧（グループの場合のみ）
- ※ 4月1日から交付決定までに申込や支払の必要がある場合は、経費確認書類（小間料など見積書（価格表）、発注書（申込書）、請求書、領収書（振込依頼書）等）をつけてください。確認書類がそろっていない場合は補助対象となりません。
- ※ 海外法人による出展の場合は定款や登記簿等で資本関係および資本割合が分かる書類の写し等をつけてください。

6. 審査および結果の通知ほか

○審査方法

原則として書面審査とし、必要に応じてヒアリング等を実施する場合があります。

（審査は非公開とし、審査経過に関する問合せ等には応じられません。）

○審査基準

①取組内容と事業目的との整合性、②実施体制の妥当性、③市場の有望性（出展する地域や展示会等の妥当性）、④出展する製品サービスの優位性、⑤目標・成果の実現可能性（事前準備、会期中・会期後の取組み）、⑥経費の妥当性、⑦財務状態の健全性、⑧加点項目などを総合的に審査します。

※申込締切日までにパートナーシップ構築宣言、福井県の社員ファースト宣言（賃上げ）、ふくい女性活躍推進企業、ふくいSDGsパートナーへの登録が完了あるいは福井県カーボンニュートラル推進企業表彰において受賞している企業は書類審査の際に加点します。

○結果の通知

審査結果は後日県から通知します。

7. 補助金の交付

下記の手続きに従って補助金の交付申請を進めてください。

- ① 計画していた事業が完了してから原則10日以内に実績報告書を提出（採択事業者）
【添付書類】展示会等の写真（自社ブース）、取得した名刺の写し、チラシ・パンフレット等の制作物、経費確認書類（見積書（価格表）、発注書（申込書）、納品書、請求書、領収書（振込依頼書）、仕様書、契約書等）
- ② 実績報告の内容、経費書類の確認（福井県）
- ③ ②の確認が取れ次第、補助金の交付額の確定通知書を発行（福井県）
- ④ 交付額の確定通知書に基づき、補助金請求書に必要事項を記入し返送（採択事業者）
- ⑤ 請求内容を確認後、指定口座に補助金を振込（福井県）

8. その他の留意点

- 交付決定後に事業内容の変更や、一定割合以上の経費配分の増減、経費の減額等を行う場合は中止もしくは変更申請が必要になる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。変更申請を行わずに変更を行った場合、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。
- 経費確認のための証拠書類については原本を整理のうえ、交付年度から5年間保管してください。期間中は県が検査に入ることがあります。
- 採択事業者が虚偽の報告を行ったり、補助金の不正利用が判明した場合には、補助金の交付決定を取り消すとともに補助金の返還請求および不正内容の公表を行う場合があります。